

# 各務原市男女が輝く都市づくり行政推進会議設置要綱

(平成13年10月18日決裁)

## (設置)

第1条 男女が共に平等な立場で、互いの人権を尊重し思いやることによって、一人ひとりが生き生きと暮らしていけるような男女が共に輝く社会の実現を目指すための政策を、総合的かつ効果的に推進するため、各務原市男女が輝く都市づくり行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女が輝く都市づくり基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女が輝く都市づくり基本計画の策定及び推進に関する関係部課等の総合調整
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充て、推進会議を統括する。
- 3 副会長は、副市長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

## (幹事会)

第5条 推進会議の職務を円滑に推進するため、推進会議に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。
  - (1) 推進会議に付議する事項に関する企画、調査及び検討
  - (2) 推進会議から指示された事項の調査及び検討
  - (3) その他推進会議を補助するために必要な業務
- 3 幹事長は、市長公室まちづくり推進課長をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(専門部会)

第6条 幹事会は、必要により専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する職員をもって組織する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、推進会議、幹事会又は専門部会の調査研究のため必要があるときは、その事案につき関係職員の出席を求めて意見を聴き、又は関係部課等の長に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市長公室まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長公室長 企画総務部長 市民部長 健康福祉部長 産業活力部長 都市建設部長 環境水道部長 消防長 教育長 議会事務局長
--------------------------------------------------------------

別表第2 (第5条関係)

人事課長 企画政策課長 総務課長 財政課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 子育て支援課長 健康管理課長 商工振興課長 観光交流課長 管理課長 環境政策課長 水道総務課長 消防本部総務課長 教育委員会事務局総務課長 学校教育課長
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------